

令和7年度「地域課題解決型起業支援事業費補助金」に係る 事業執行団体公募要領

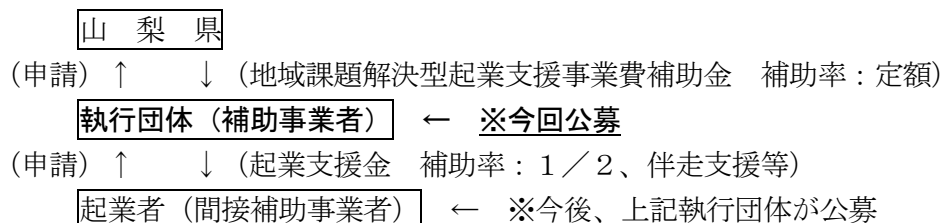
山梨県では、令和7年度「地域課題解決型起業支援事業費補助金」事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、効率的・効果的な事業の執行を図るため、起業支援金の交付及び伴走支援等の業務を行う執行団体を募集します。

1 事業の目的

本事業は、地域の課題解決を目的として新たに起業する者及びSociety5.0関連事業等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業した者（以下「起業家」という。）に、起業、事業承継又は第二創業に必要な経費の一部として「起業支援金」を交付するとともに、事業の立ち上げに関する伴走支援等を行うことにより、社会的産業分野における事業の促進による地方創生を実現することを目的とする。

2 事業スキーム

本事業は、以下のスキームによる補助事業である。



3 事業内容

本事業の内容は、別紙1「「地域課題解決型起業支援事業費補助金」事業執行団体の業務について」及び別紙2「起業支援金の交付について」のとおりとする。

4 事業実施期間

交付決定日から令和8年3月10日（火）まで

※補助事業者に対して県が確定検査を実施、3月31日までに補助金の額を確定し支払いを行う。

5 応募資格

次に掲げる事項の全てに該当する法人とする。

①県内に活動の拠点を有する法人であること。

※なお、東京圏等から有望な起業家を誘致することができるような事業者との連携を必須とする。
(連携の手法は問わない。)

②本事業の遂行に必要な組織、人員を有する又は確保することが可能であること。

③本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

④本業務を推進する上で県が求める措置を、迅速かつ効率的に実施できる体制を構築できること。

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員

でないこと。

6 補助金の交付要件等

(1) 補助率及び補助額

本補助金の補助率は定額（10／10）、補助額は36,400千円を上限とし、その内訳は以下のとおりとする。

①事業費（起業支援金）：26,000千円

②事務費（伴走支援等）：10,400千円

なお、事務費については、可能な限り合理化に努めるものとする。

(2) 補助対象経費等

補助区分	補助対象経費	補助率
事業費	○内容 起業支援金（新たに起業する者及びSociety5.0関連事業等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業した者が起業、事業承継又は第二創業に要する経費）	定額 (10／10)
事務費	○内容 事業の立ち上げに関する伴走支援等（事業の広報、起業者の公募・審査、伴走支援、起業支援金の交付決定・確定検査・支払い等に要する経費） ○対象経費 人件費、謝金、旅費、会議費、賃借料、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、外注費、委託費、その他の経費（知事が起業支援金の交付及び起業者の伴走支援に必要な経費として認める経費） ※ただし、人件費については、補助事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金等に限る ※また、伴走支援に係る指導・助言専門家謝金及び旅費については、支援実績に応じた額とする	定額 (10／10)

※経費として計上できない経費

- ・消費税及び地方消費税
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・その他、事業に直接関係のない経費

7 補助金の支払い

(1) 支払時期

本補助金の支払いは、原則として事業終了後の精算払いとする。

ただし、事業実施に当たって必要と認められる場合は、概算払いすることができるものとする。

(2) 支払額の確定方法

事業終了後、補助事業者から提出された実績報告書に基づき、現地調査を行った上で、支払額を確定する。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。このため、全ての支出にはその収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が

必要となる。

8 応募手続き

(1) 募集期間

- 受付期間 令和7年4月14日（月）まで
- 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日を除く。）

(2) 応募書類

①申請者概要（様式2号）

（添付資料）

- 1-(1) 申請者の定款又は寄付行為の写し及び役員名簿
- 1-(2) 申請者の直近1年の決算書類の写し
- 1-(3) 申請者の概要が分かる説明資料（会社パンフレット等）

②連携先事業者概要（様式2-1号）

（添付資料）

- 2-(1) 連携先の概要が分かる説明資料（会社パンフレット等）

③事業実施計画書（様式3号）

④事務費内訳書（様式4号）

⑤誓約書（様式6号）

(3) 提出方法

応募書類は、下記のあて先まで郵送（※期限内必着）又は持参する。

＜あて先＞

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県産業政策部スタートアップ・経営支援課

令和7年度「地域課題解決型起業支援事業費補助金」担当あて

(4) 提出部数

正本1部、副本6部 ※副本は添付資料の提出は不要

(5) 注意事項

- ①提出された申請書類等は返却しない。
- ②申請書類等に係る連絡先等の個人情報適切に管理し、本業務以外の目的には使用しない（県の産業振興に係る情報提供等は除く）。
- ③補助事業者の選定は書類による審査を行う。また、申請書類等を受け付けた後であっても、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
- ④申請に要する費用は、応募者が負担する。

9 質問の受付及び回答

次により質問を受け付ける。

- 受付期間 令和7年4月10日（木）まで
- 受付方法 質問内容を簡潔にまとめ、質問提出書（様式5号）に記入の上、ファックス又はメールで提出すること。
- 受付先 山梨県産業政策部スタートアップ・経営支援課
ファックス：055-223-1560
メール：startup@pref.yamanashi.lg.jp
- 回答方法 質問者に回答するとともに、スタートアップ・経営支援課のホームページで公表する。

10 審査

(1) 審査方法

審査は外部有識者を含む複数の審査員により、提出された企画提案内容について、下記(2)の審査基準に基づく申請書類審査及び審査会でのプレゼンテーション審査を行い、審査の採点の合計で最も高かった者を補助事業者とする。

○審査会実施日 令和7年4月18日(金) 予定 ※審査会の日時及び実施方法はおって連絡する

(2) 審査基準

補助事業者の選定は、主に以下の項目を総合的に評価して行うものとする。

①執行団体としての適格性

- ・本事業の目的を達成するために十分な実施体制を備えているか。
- ・本事業を実施するための経営基盤、一般的な経理処理能力があるか。
- ・本事業に類する事業の実績があり、その知識・ノウハウを活かすことが期待できるか。

②事業実施計画の妥当性

○スケジュール

- ・事業実施スケジュールは実現可能で、具体的な内容となっているか。

○事業の広報と周知

- ・東京圏等から有望な起業者を集めることができる内容となっているか。

○起業支援金の審査

- ・審査委員会の外部有識者は社会的事業の起業等に知見のある者が提案されているか。

○起業者の伴走支援

- ・伴走支援を行う専門家は起業者のニーズを満たす者が提案されているか。
- ・伴走支援の実施方法や回数は起業者のニーズを満たす内容となっているか。
- ・起業者相互のネットワークを形成するような支援内容となっているか。
- ・起業者が本事業終了後も事業を継続できるような支援内容となっているか。

○県内で開催されるビジネスコンテスト等との連携

- ・県内で開催されるビジネスコンテスト等と連携して相乗効果を上げるような計画となっているか。

③事務費の妥当性

- ・事務費の内容及び金額は妥当であるか。

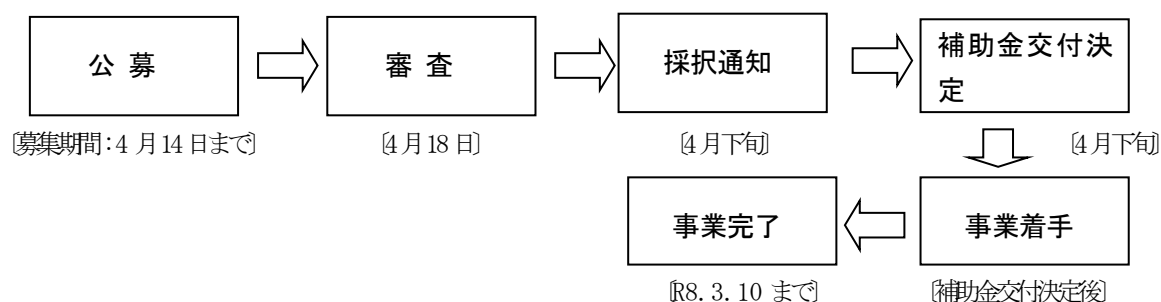
④その他

- ・本事業の成果を高めるための効果的な工夫がされているか。

(3) 審査結果

審査結果は、採否にかかわらず速やかに応募者全員に通知する。

11 応募から採択までの流れ(予定)



「地域課題解決型起業支援事業費補助金」事業執行団体の業務について

1 業務内容

執行団体は、「地域課題解決型起業支援事業費補助金」事業（以下「本事業」という。）の円滑な実施のため、以下の業務を行う。

①起業支援金の公募及び広報

起業支援金を活用して起業する者を県内外から募集するとともに、東京圏等から地域の課題解決に資する有望な起業者を誘致するため、東京圏等での説明会の開催・県外のスタートアップ支援拠点との連携・ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信など積極的な事業の広報を行う。

②起業支援金に関する問い合わせ、意見等への対応

③起業支援金の交付決定

交付申請書の受理、執行団体による 1 次審査、外部有識者を含む審査委員会による 2 次審査（委員の選定・委嘱等を含む）、交付決定通知書の発出等を行う。

④起業者の伴走支援

第一線で活躍する事業支援の専門家をメンターに迎えるなど、事業計画の進捗管理、プロトタイプ構築・実証実験・効果検証の支援、事業の広報、資金計画の作成、労務管理、販路開拓、人的ネットワークの形成等のきめ細かな支援を実施する。

なお、伴走支援は起業家 1 名に対して担当専門家を 1 名以上付けることとし、1 ヶ月に 1 回以上の事業化支援を行うこととする。

また、起業等に関する伴走支援に当たっては、日本政策金融公庫等の政府系金融機関、大学・商工会・商工会議所、市町村の起業支援部門等の起業支援を行う団体等と連携して事業実施に努めること。

⑤県内で開催されるビジネスコンテスト等との連携

県内で開催されるビジネスコンテスト等（行政・民間事業者の主催）との連携を密にし、2 つの事業が互いに相乗効果を上げるような仕組みとする。

⑥起業支援金の確定検査及び交付

起業支援金の交付に当たっては、確定検査（現地調査も含む）を実施したうえで額を確定し、原則として 2 月末までに起業家に交付する。（精算払）

⑦補助事業の実施に必要な、あるいは事業効果を高めるための広報

本県が社会的事業分野における事業の促進に取り組んでいることが県内外に伝わるような、効果的な事業広報を行う。

⑧交付決定事業の事業化状況報告

交付決定事業終了後 5 年間、県に事業化状況報告書が提出されるよう、起業家に対して指導する。

⑨その他、補助事業の管理に必要な事項への対応

2 起業支援金の交付規定の策定

執行団体は、起業支援金の交付に当たって、別紙 2「起業支援金の交付について」に定めるほか、補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、起業支援金の交付規定を定め、知事の承認を受けなければ

ばならない。

交付規定には、以下の事項を定めるものとする。

- ①交付の要件
- ②交付の申請及び実績報告（※申請者の居住地の確認方法を含む）
- ③交付の決定及び額の確定（※起業者の居住地の確認方法を含む）
- ④交付の条件（計画変更等）
- ⑤交付の方法
- ⑥起業支援金の支払い
- ⑦事業化状況報告
- ⑧財産の処分及び管理
- ⑨交付決定の取り消し
- ⑩個人情報保護等の対応
- ⑪書類の保管
- ⑫その他必要な事項

3 起業支援金の交付決定手続き

執行団体は、本県における社会的事業分野における事業を促進する観点から、次により交付対象事業を決定しなければならない。

- ①上記交付規定に基づき、起業者から公募期限までに交付申請を受け付ける。
- ②まずは執行団体が申請書類等の内容による1次審査を行ったのち、起業者からのプレゼンテーションによる2次審査を行ったうえで、交付対象事業を決定する。
- ③2次審査に当たっては、社会的事業に知見を有する外部有識者を含む審査委員会を設置し、外部委員には1名以上は実際に起業・事業経営を行った経験者を加えるものとし、審査委員会の委員は県の承認を経て決定する。

4 業務実施スケジュール（想定）

執行団体は、下記想定スケジュールを踏まえ、本事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、県と協議の上、業務実施スケジュールを定めるものとする。

時 期	内 容
令和7年 4月	起業支援金の公募（上期）
5月	起業支援金説明会の開催 ※東京圏向けの説明会の開催を想定
5月	1次審査（書類審査）
6月	2次審査（プレゼンテーション審査）・交付決定
7月頃	起業支援金の公募（下期） ※必要に応じて実施
令和8年 2月末	交付決定事業の確定検査、起業支援金の支払い（精算払い）
3月10日	補助事業完了
3月31日まで	執行団体に対する確定検査及び額の確定、補助金の支払い

5 県の指導監督等

- （1）県は執行団体に対し、本事業の実施に関する指導監督を行う。

- (2) 執行団体は、起業支援金の交付決定に当たり、必要に応じて申請書等について申請者から意見を聴取するとともに、県に対して事前協議を行うものとする。
- (3) 県は執行団体に対し、上記の事前協議の際に、必要に応じて指導・助言を行う。
- (4) 執行団体は、事業の実施に当たり疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたとき等は、県に対して速やかに報告・相談を行うものとする。
- (5) 県は執行団体に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じて改善等の指導・助言を行う。
- (6) 執行団体は、本事業の実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼすような事情が生じたときは、県に対して速やかに報告・協議を行うものとする。

6 個人情報の管理

起業支援金の申請書類等により執行団体が取得した個人情報については、次の利用目的以外に利用してはならない。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除く。)

- ① 起業支援金の交付決定手続及び交付決定後の伴走支援等のため。
- ② 交付決定後の連絡・資料送付・効果分析等のため。
- ③ 申請者の情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形に加工した上で、統計データとして利用するため。

【別紙 2】

起業支援金の交付について

1 起業支援金の交付要件

執行団体は、(1)に定める要件を満たす者が、(2)に定める要件を満たす事業の起業及び Society5.0 関連事業等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業に要した、(3)に定める経費の 1/2 に相当する額を、起業支援金として交付する。

(1) 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①令和 7 年度新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定日以降、事業期間完了日までに個人事業の開業の届出、又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。(大企業及びみなし大企業は除く。)又は、令和 7 年度新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに Society5.0 関連事業等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業を、事業承継又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の代表者となる者であること。
※令和 7 年度新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定日より前に開業の届出を行っている個人事業主及びすでに設立されている法人等は対象外であるが、既存事業とは異なる新たな事業を行う法人等を設立する、もしくは新たに個人として開業届を提出する場合は対象となる。
- ②山梨県内に居住していること、又は事業期間完了日までに山梨県内に居住する予定であること。
- ③法人の登記若しくは個人事業の開業の届出を本県で行う者。又は、事業承継若しくは第二創業により新たに実施する事業を本県で行う者。
- ④訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- ⑤申請者、又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。
- ⑥その他、起業支援金を交付することについて、知事が不相当と認める事由を抱える者でないこと。

(2) 対象事業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①山梨県において、地域の課題(※1)の解決を目的として新たに実施する社会的事業(※2)であること。

※1) 本県の地域の課題としている分野

- ・地域活性化関連
- ・まちづくりの推進
- ・過疎地域活性化関連
- ・買物弱者支援
- ・地域交通支援
- ・社会教育関係
- ・子育て支援関係
- ・環境関連
- ・社会福祉関連
- ・観光関連

・その他、本県における地域の課題と認められるもの

※2) 社会的事業とは、次に掲げる事項の全てに該当する事業のこと。

・地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）

・提供するサービスの対価として得られる収益によって、自律的な事業の継続が可能であること（事業性）

・地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）

②起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）。

③山梨県内で実施される事業であること。

④令和7年度新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに新たに起業する又は、Society5.0 関連事業等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業した事業であること。

⑤公序良俗に反する事業でないこと。

⑥公的な資金の使途として社会通念上不適切である判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

（3）対象経費等

起業者が起業、事業承継又は第二創業に要する次に掲げる経費

対象経費	補助率
人件費、店舗・事務所等賃借料、設備費、原材料費、賃借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他の経費（知事が起業に必要な経費として認める経費） ※ただし、人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く	1／2

※起業支援金の交付決定日以降に発生した経費で、かつ、事業期間完了日までに支払を完了するものに限る

※経費として計上できない経費：消費税及び地方消費税

2 起業支援金の上限額

2,000千円

3 採択基準

執行団体が設置する外部有識者を含む審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択する。

①事業の社会性（上記1（2）①の※2）

②事業の事業性（上記1（2）①の※2）

③事業の必要性（上記1（2）①の※2）

④事業の新規性・独自性

⑤事業の継続性・成長性

⑥事業の実現性・計画性

⑦経営者としての資質

4 予算額と採択予定件数

予 算 額 : 26,000千円

採択予定件数: 13件程度

①一般 枠 : 5件程度を想定

②次世代技術活用枠: 5件程度を想定 ※1

③観光関連枠 : 3件程度を想定 ※2

※1 IoT、AI、ビックデータ、ロボット等の次世代技術を活用して、地域課題の解決に取り組むもの

※2 観光関連分野において地域課題の課題解決に取り組むもの